

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年7月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200822号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300064号

第1 結論

請求者のA社における平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月から同年11月までの標準報酬月額については、10万4,000円から13万4,000円、同年12月から平成28年8月までの標準報酬月額については、10万4,000円から18万円とする。

平成27年9月から平成28年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月から平成28年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成28年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に支払われた給与に見合う標準報酬月額が年金記録の標準報酬月額と一致しないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された支給明細書により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(13万4,000円及び18万円)及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(13万4,000円及び18万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(10万4,000円)を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年9月から同年11月までは13万4,000円、同年12月から平成28年8月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間について、請求者

の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているところ、平成27年9月から平成28年8月までの期間について、支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出しておらず、その結果、年金事務所は請求者の平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。